

## 新たな米国連邦法、商品等の悪評コメントに対する検閲・修正を禁止

奈良房永(日本語版監修)

マイケル・ヒューガ、エイミー・ピアース、キャサリン・マイヤー

### 要点

- 連邦法上、消費者の会社や商品・サービスに関するコメントの掲載を制限したり妨げたりすること、またはこれに罰則を適用することは禁止されることになりました。
- 同新法により、会社が、コメントを掲載する個人に対し、そのコメントに含まれる知的財産の譲渡を要求することも違法とされることになりました。
- ユーザー・コメントに関する契約条項を定型契約や、諸規程、その他に含めている会社は、それらの条項が新法に違反するものでないかにつき、速やかに検討する必要があります。

2016年消費者レビュー公正法は2017年3月14日に発効しました。同法は、「対象コミュニケーション」(その内容は広範に定義されており、会社の商品やサービス、行動についてのコメント、性能評価その他類似の分析まで含まれます。)を行おうとする個人の活動を妨げたり制限したりする「定型契約」は、全て違法であると定めています。

### 概要

- 電子商取引関連の各ウェブサイト、各種ソーシャルメディア、その他のオンライン・プラットフォームの多くは、顧客その他の利用者が、会社自体やその製品・サービスについてのレビューやコメントを投稿することを可能としています。
- 近年、一部の会社は、ネット上等に投稿される、その事業や製品・サービスについての否定的なコメントやフィードバックを隠蔽しようと試みていました。これに対し、オバマ前大統領は、その任期の終了間近に、「2016年消費者レビュー公正法」に署名し、同法は2017年3月14日に発効しました。

- 新たに制定された連邦法は、(電子的に、あるいは、他の手段により投稿される)会社の商品やサービス、その行動に関するコメントや、性能評価その他の類似の分析を含む広範なものとして定義されている「対象コミュニケーション」を行う個人の活動を妨げたり制限する「定型契約」は、全て違法であると定めています。
- 特に、マサチューセッツ州やカリフォルニア州の類似の法律をモデルとしている新法は、商品やサービスの売主や貸主が、(i) 個人による当該売主/貸主の商品やサービス、行動についての書面、口頭、あるいは絵図によるコメントや性能評価を妨げたり制限したりする、あるいは、(ii) そのような行為を行った個人に対し罰則や手数料を課す「定型契約」を提示、または利用することは違法であると定めています。
- さらに、新法は、「定型契約」が、個人が投稿したコメントやフィードバックに含まれる知的財産権を会社に譲渡することを当該個人に要求することも違法としました。(ただし、その内容を会社が利用する権限を付与するライセンスは認められます。)
- 要するに、同法は、会社自身やその製品・サービスについての好意的でないコメントを、会社が、削除、拒絶することや、これを隠蔽することを防ぐことを企図して制定されています。
- 対応策: 会社は、会社自体やその商品・サービスに関する利用者によるコメントや、類似の内容について言及している定型契約、規程、あるいは他の標準化された各契約条項について見直しを行い、新法により禁止される内容を含む条項を洗い出し、(必要な場合には)早急に更新された契約条項を掲載する必要があります。

## 詳細

### 1. どのような行為が禁止されるのか?

新法は、他に定めがない限り、以下の場合、「定型契約」の提示はその開始の時から無効とされると定めています。

- A. 定型契約の相手方当事者となる個人に対し、対象コミュニケーションを行うことを禁止し、または制限する場合。
- B. 定型契約の相手方当事者となる個人に対し、対象コミュニケーションを行うことについて罰則を課し、あるいは手数料を徴求する場合。
- C. 定型契約の相手方当事者となる個人が合法的に有する、対象コミュニケーションに含まれる知的財産権を、譲渡または要求する場合。ただしこれを非独占的に使用することを認めるライセンスを定める条項は除く。

また、同法の別に設けられた条項において、上記のような定型契約の「提示」を行うことも違法となることが定められています。

「定型契約」は、「定型化された契約条項からなる契約であって、(i)商品またはサービスを販売し、または、賃貸するにあたり使用されるものであり、かつ、(ii)契約の相手方となる個人に対し、その定型化された契約条項について交渉する実質的な機会が与えられないまま、その契約条項が課されることになるもの」をいうと定義されています。ただし、雇用主と従業員との間の契約や、独立契約者との契約は含まないものとされています。「…にあたり、その者によって使用される」との文言については定義されていませんが、新法の目的を達成するため広く解釈されることになるでしょう。

これに対して、「対象コミュニケーション」については非常に広く定義されており、「ある者の商品、サービスまたは行動についての、電子的方法によるものを含む、文書、口頭または絵図によるコメント、性能評価、その他の類似の分析」を意味しています。「電子的方法」という文言からは、対象コミュニケーションを促進する限りにおいて、携帯アプリや各種ソーシャルメディアに対しても適用されるよう広い解釈がなされるであろうことが示唆されます。

## II. いかなる制限が今後も許容されるのか？

当然ながら、新法は、上述した禁止規定が以下の各事項に影響を及ぼさないことを明確にしています。

- A. 法律（行政機関による手引きを含む）により課される秘密保持義務
- B. 名誉毀損（口頭によるものと書面によるものとを問わず）に関する民事上の請求原因やその他類似の請求原因
- C. 当事者の管理・運営またはコントロールしているウェブサイトから、次の内容を除去、あるいは、公に表示することを拒絶する権利。(i)他人の個人情報や容貌を含む対象コミュニケーション、名誉毀損、嫌がらせ、侮辱的、わいせつ、卑猥、性的に露悪的、または、人種、性別、性的特質、民族性その他の個人の特性に関して不適切な対象コミュニケーション、(ii)ウェブサイトにおいて提供され、あるいは利用可能な商品・サービスとは無関係の対象コミュニケーション、または、(iii)明らかに虚偽、または誤解を招く対象コミュニケーション
- D. 営利企業の従業員や独立契約者により作製されるものであって、かつ、当該企業の商業目的のためにのみ作製される写真やビデオに関する契約条件を定める権利

更に新法は、定型契約の提供が、以下の各事項についての情報開示や提供を禁止することや、または、ネット上での消費者レビューやコメントを管理する個人や企業がこれらを除去する権利を保持することにまで、上述した禁止規定が適用されるものではないことを確認しています。

- A. 他人から取得した営業秘密や営業上または財務上の情報であって、秘匿特権あるいは守秘義務の対象となると考えられるもの
- B. 人事や健康に関するファイルや他の類似の情報であって、その開示が明らかに不当なプライバシーの侵害にあたるもの

- C. 法の執行を目的として集められた情報についての記録
- D. 違法なコンテンツ
- E. コンピューターウイルス、コンピューターワーム、その他損害を生じさせる可能性のあるコンピューターコード、プロセス、プログラム、アプリ、ファイルを含むコンテンツ

### III. 不遵守に対する罰則はあるのか？

あります。新法違反は、連邦取引委員会法(合衆国法典第 15 編 41 条等)に定める罰則の適用対象となります。新法は、州司法長官や他の州から権限を与えられた消費者保護官に対し、その州の住民に代わって民事訴訟を起こすことや、適切な救済を得ることを認めています。連邦取引委員会は、そのような活動の全てに介入することが可能とされているとともに、連邦取引委員会法に規定されている方法や手段により、その管轄権、権限及び義務を新法に基づいて執行することが認められています。

2016 年消費者レビュー公正法については、[こちら](#)をご覧ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**奈良房永**

1540 Broadway  
New York, NY 10036-4039  
212.858.1187  
[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**Michael P. Heuga**

Four Embarcadero Center, 22nd Floor  
San Francisco, CA 94111-5998  
415.983.1838  
[michael.heuga@pillsburylaw.com](mailto:michael.heuga@pillsburylaw.com)

**Amy L. Pierce**

725 South Figueroa Street, Suite 2800  
Los Angeles, CA 90017-5406  
916.329.4765  
[amy.pierce@pillsburylaw.com](mailto:amy.pierce@pillsburylaw.com)

**Catherine D. Meyer**

725 South Figueroa Street, Suite 2800  
Los Angeles, CA 90017-5406  
213.488.7362  
[catherine.meyer@pillsburylaw.com](mailto:catherine.meyer@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**圓谷吉基**

Japan Practice Program Administrator  
[yoshimoto.tsumuraya@pillsburylaw.com](mailto:yoshimoto.tsumuraya@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2017 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.